

## 国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

### FATCA 定期的宣誓に係る追加情報及び FATCA、QI 最新情報

2018年6月22日

2018年6月7日、8日、源泉徴収や情報報告といった国際税務に関するカンファレンス「International Tax Withholding and Information Reporting Conference」が米国ニューヨークにて開催された。当カンファレンスには、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) の担当官が参加し、FATCA、CRS、QI 制度についての最新情報を提供している。ここでは、特に注目すべきポイントについて記す。

#### 1. FATCA 定期的宣誓に係る追加情報

##### (1) FATCA ポータルサイトの宣誓機能の実装と正式な宣誓期限の通知予定時期

2018年3月16日、FATCAに係る宣誓期限の延長が公表された。FATCAに係る宣誓の期限は、当初2018年7月1日とされていたが、FATCAポータルサイトにおいて宣誓に関する機能が実装され、宣誓が可能となるのは、2018年7月1日以降となり、実装から宣誓まで少なくとも3カ月の猶予期間が設けられることが示された。

今回、FATCAポータルサイトにおける宣誓機能の実装が2018年7月下旬もしくは8月上旬となる見込みであることが示された。また、FATCAポータルサイト実装後約1週間から2週間後に正式な宣誓期限を通知する予定しているとのこと。これに関連して、FATCAポータルサイトのユーザーガイドが更新される予定であるという。

##### (2) FATCA 宣誓案の内容

既に公表されている [FATCA 宣誓案 \(Draft FATCA Certification\)](#) (IRSウェブサイト(英語)) の内容に関して、現在のところ大きな変更は予定していないとのこと。

IRSでは今後FATCAポータルサイトにおける宣誓機能に関してFAQ公表を予定しているという。

##### (3) FATCA の宣誓が不要である場合の対応

全ての外国金融機関 (Foreign Financial Institution: 以下「FFI」) に宣誓が義務付けられているわけではなく、モデル1協定参加国の報告モデル1 FFIを含め宣誓が不要である FFIもあるが、その場合も、FATCAポータルサイトにおいて、FATCAステータスを選択する設問には回答することが求められる模様。FATCAステータスに関する設問に回答し、宣誓が必要のないステータスを選択することにより、システム上、宣誓が不要となる事が認識される。なお、設問に回答するためには、自身がどのFATCAステータスに該当するかを認識している必要があり、当該FATCAステータスとは、新たに公表された様式8957の改定案のPart 1、Line 4規定されている以下の13のステータスを指している。各FATCAステータスの分類に関しては、今後IRSにおいてFAQによるガイダンスの公表を予定しているとのこと。

- ① Direct Reporting NFFE<sup>1</sup>
- ② Participating FFI, including a Reporting Financial Institution under a Model 2 IGA<sup>2</sup>
- ③ Registered Deemed-Compliance FFI that is a Local FFI<sup>3</sup>

1 直接報告 NFFE: 財務省規則 1.1472-1(c)(3)に規定され、支配者に米国人等がいた場合には、自身で報告を行うことや、FATCAポータルサイトで登録する等一定の要件をみならず NFFE。日本では稀。

2 参加 FFI (報告モデル 2 政府間協定国の報告金融機関を含む): FATCA に関する協定がない国の FFI 及び日本、香港、スイス等のモデル 2 協定締結国の FFI が該当。日本の金融機関で最も一般的な FATCA ステータス。

3 登録みなし遵守 FFI - ローカル FFI: 財務省規則 1.1471-5(f)(1)(i)(A)に規定される登録みなし遵守 FFI。日米当局間声明の Small Financial Institutions with Local Client Base (地域顧客基盤を有する小規模金融機関)として登録している日本の証券会社、地方銀行、信用金庫等も該当。

- ④ Registered Deemed-Compliance FFI that is a Non-reporting Member of PFFI Group<sup>4</sup>
- ⑤ Registered Deemed-Compliance FFI that is a Qualified Collective Investment Vehicle<sup>5</sup>
- ⑥ Registered Deemed-Compliance FFI that is a Qualified Credit Card Issuer or Servicer<sup>6</sup>
- ⑦ Registered Deemed-Compliance FFI that is a Restricted Funds<sup>7</sup>
- ⑧ Reporting Financial Institution under a Model 1 IGA
- ⑨ Sponsoring Entity of Sponsored Direct Reporting NFFEs<sup>8</sup>
- ⑩ Sponsoring Entity of Sponsored FFIs<sup>9</sup>
- ⑪ Sponsoring Entity of Sponsored FFIs and Sponsored Direct Reporting NFFEs<sup>10</sup>
- ⑫ Trustee of a Trustee-Documented Trusts<sup>11</sup>
- ⑬ U.S. Financial Institution

#### (4) 重要な不履行(Material Failures)の是正

宣誓には、納税及び適切な申告書の提出により重要な不履行を是正したか否かについての質問が含まれる。是正が必要な場合は、宣誓の期日までに是正を行う必要があるため留意されたい。

## 2. 今後公表予定の FATCA 関連ガイダンス

### (1) Chapter 4 検証と宣誓の最終規則

2016年12月30日、Chapter 4 検証と宣誓規則案(Proposed Chapter 4 Verification and Certification Regulations) REG-103477-14 が公表された。

REG-103477-14 はあくまで規則案であるが、FATCA におけるスポンサー事業体、受託者開示信託、スポンサー付直接報告 NFFE、参加 FFI、コンプライアンス FI(連結コンプライアンスプログラムにおけるリード FI)、及び登録みなし遵守 FFI の検証と宣誓手続が含まれている。IRS 担当官は、当該規則案について、間もなく最終規則を公表する予定であると言及した。内容について

は、規則案から大幅な変更はないが、FATCA 責任者の定義等、いくつかの変更があるとのこと。

### (2) 売却・償還額に関する FATCA 源泉徴収

2015年9月18日、FATCA に関するいくつかの緩和措置を含む IRS 通知 2015-66 が公表された。緩和措置の一つとして、米国源泉の利子又は配当を生み出す資産の償還と売却、及び外国パススルーペイメントに対する源泉徴収に関する経過措置を2019年1月1日まで、2年間延長することが公表された。このうち、資産の償還と売却についての源泉徴収については、現在、ガイダンスの用意が進んでおり、今年の年末までには何らかの公表が行われることが言及された。ただし、その内容については、明かされておらず、また、パススルーペイメントについての源泉徴収についても、今回は一切言及はなかった。

売却・償還額の源泉徴収が、義務付けられた場合には、米国源泉所得を仲介する FFI は、新たなシステム対応が必要となる可能性もあり、早期にガイダンスの公表が期待される。

## 3. QI 定期的宣誓に関する情報

QI の定期的宣誓に関しても追加情報が言及された。なお、QI の定期的宣誓期限の延長に関しては、前回3月1日付の[ニュースレター](#)を参照されたい。

### (1) QI 定期的検証における過少源泉徴収の修正

QI の定期的検証において、過少源泉徴収が行われた口座がサンプルとして抽出された後に当該過少源泉徴収を修正している場合、QI である金融機関は当該過少源泉徴収修正を報告するための追加的書類を、QI の定期的宣誓のパート7においてアップロードすることが求められるとのこと。

### (2) QI 定期的検証免除と FATCA の宣誓

QI の定期的検証については、一定の要件を満たした場合、免除の申請が可能となる。その要件の一つとして、FATCA で義務付けられている宣誓を完了しているという

4 登録みなし遵守 FFI – 参加 FFI グループの報告免除 FFI: 財務省規則 1.1471-5(f)(1)(i)(B)に規定される登録みなし遵守 FFI。日本では稀。

5 登録みなし遵守 FFI – 適格集合投資ビークル: 財務省規則 1.1471-5(f)(1)(i)(C)に規定される登録みなし遵守 FFI。日米当局間声明の Collective Investment Vehicle (集団投資ビークル)として登録している日本の有限責任投資事業組合、SPC、証券投資信託は、該当する可能性はあるが、現時点では未確認。

6 登録みなし遵守 FFI – 適格クレジットカード発行者及びサービス会社: 財務省規則 1.1471-5(f)(1)(i)(E)に規定される登録みなし遵守 FFI。プリペイド式クレジットカードを発行するカード会社等で、登録みなし遵守 FFI として FATCA の登録を行っている場合には該当する可能性あり。日本では稀。

7 登録みなし遵守 FFI – 制限ファンド: 財務省規則 1.1471-5(f)(1)(i)(D)に規定される登録みなし遵守 FFI。日本では稀。

8 スポンサー付直接報告 NFFE のスポンサー事業体: FATCA 上の NFFE に該当する資産管理会社等について、FATCA 対応を行うことを合意し、スポンサー事業体として登録している場合に該当。日本では稀。

9 スポンサー付 FFI のスポンサー事業体: FATCA 上の FFI に該当する SPC、有限責任投資事業組合、証券投資信託等のファンド(スポンサー付投資事業体)について、FATCA 対応を行うことを合意し、スポンサー事業体として登録している場合に該当。日本でも多数の金融機関がスポンサー付 FFI のスポンサー事業体として登録している。

10 スポンサー付 FFI 及び直接報告 NFFE のスポンサー事業体: FATCA 上の FFI に該当するファンド及び NFFE に該当する資産管理会社等について、FATCA 対応を行うことを合意し、スポンサー事業体として登録している場合に該当。

11 受託者開示信託: FATCA 上の登録を行う受託者が、信託との間で FATCA 対応を行うことを合意している信託。日本では稀。

ものがあるが、FATCA の宣誓期限が延長されたことにより、QI は適切な FATCA ステータスを維持している限り、QI の定期的検証免除の申請を FATCA の宣誓を完了させる前に行うことが可能との指針が示された。ただし、その場合も、FATCA 宣誓は期限までに行うことが求められるとのこと。

#### おわりに

FATCA、QI の宣誓期限がいずれも延長されているが、宣誓には、十分なコンプライアンスプログラムの構築及び宣誓対象期間における検証を実施した上での宣誓が求められている。定期的検証の実施を含む宣誓準備には一定の時間を要することから、準備が遅れている場合には、手遅れにならないよう早急な対応が求められる。

デロイトトーマツ税理士法人では、宣誓案の和訳や、最終的な宣誓の書式の和訳、宣誓回答案やポータル上での宣誓作業手順書を用意することを予定しており、宣誓を行う金融機関に対し全面的サポートを行う。また、既に多数の金融機関に対して、FATCA 外部検証の実施や内部検証のサポートを実施しており、現在も多数のお問い合わせをいただいている。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 過去のニュースレター

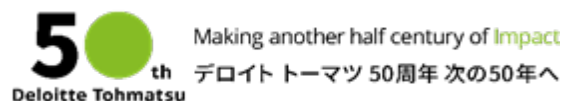
過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## 問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	<a href="mailto:ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp">ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	高島 憲一	<a href="mailto:kenichi.takashima@tohatsu.co.jp">kenichi.takashima@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	渡邊 美穂子	<a href="mailto:mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp">mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp</a>
アシスタントマネジャー	上田 真樹	<a href="mailto:masaki.ueda@tohatsu.co.jp">masaki.ueda@tohatsu.co.jp</a>
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp">tax.cs@tohatsu.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	



デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザー サービス、リスク アドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士 法人を含むがこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001